○デジタル庁

九　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　五　特46　一

一〇　〃　一六　特49　七九

一一　〃　三〇　特54　一

○デジタル庁、総務省

一九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　五　特46　二

二〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める告示　五　特46　二

二一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　五　特46　二

二二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　一六　特49　八二

二三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　一六　特49　八五

二四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三〇　特54　二四

○総務省

二〇一　周波数割当計画の一部を変更する件　一　116　四六

二〇二　無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件（昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号）の一部を改正する件　三〇　特54　五一　一　116　四七

二〇三　呼出名称記憶装置を装置しなければならない簡易無線局及びその呼出名称記憶装置の技術的条件を定める件（平成二十年総務省告示第四百六十六号）の一部を改正する件　一　116　四七

二〇四　簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成二十年総務省告示第四百六十七号）の一部を改正する件　一　116　四七

二〇五　簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件　一　116　四九

二〇六　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一　116　五二

二〇七　特定国外派遣組織を指定する件　二　四

二〇八　昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件　二　117　八六

二〇九　平成十六年総務省告示第二百三十二号（指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表の開示の方法を定める件）の一部を改正する件　二　117　八七

二一〇　平成十八年総務省告示第四百二十九号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）の一部を改正する件　二　117　八八

二一一　平成十八年総務省告示第四百五十二号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定する総務大臣が別に定める事由を定める件）の一部を改正する件　二　117　九一

二一二　平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部を改正する件　二　117　九二

二一三　電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項第二号ロの規定に基づく国際的な標準を定める件　二　117　九二

二一四　電気通信事業法施行規則第四十条の八の第二号の規定に基づく単位区域ごとに第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる電気通信回線一回線当たりの平均的な収入見込額を定める件　二　117　九二

二一五　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　六　119　一

二一六　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　七　120　四三